

電報サービス契約約款の廃止
新旧対照

旧	新
	<p>電報サービス契約約款の廃止 (令和8年5月26日企管第155500000953号)</p> <p>実施 令和8年5月27日 N T T 西日本株式会社</p> <p>電報サービス契約約款(平成11年西企管第2号)は廃止します。</p> <p>附 則 (実施期日)</p> <p>第1条 この約款は、令和8年5月27日から実施します。 (電報の取扱い等に関する経過措置)</p> <p>第2条 この廃止約款実施前に、廃止前の電報サービス契約約款(以下「旧約款」といいます。)の規定により当社が発信を受け付けた電報であって、この廃止約款実施の時点で配達されるに至らなかったものの料金その他の取扱いについては、旧約款の規定に基づき取り扱うものとします。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>第3条 この廃止約款実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、この廃止約款実施の日において、なお従前のおりとしします。</p>